

トラクターやフォークリフトを所有する方へ

小型特殊自動車に該当する乗用装置の付いた農耕トラクターやフォークリフトなどを所有する方には、公道走行の有無に関わらず軽自動車税が課税されます。(地方税法第442条6号、安城市税条例第73条)

市役所又は支所で車両の登録を行い、ナンバープレートの交付を受けてください。

小型特殊自動車（農耕作業用）

種 類	車両の大きさ	最高速度
農耕トラクター 農業用薬剤散布車 刈取脱穀作業車（コンバイン） 乗用田植え機 など 【参照】 道路運送車両法施行規則第2条 別表第一	大きさの制限はありません	時速35km未満
軽自動車税（年税額）	2,400円	

最高速度 時速35km以上の場合は、大型特殊自動車となり、償却資産の申告の対象です。

小型特殊自動車（その他のもの）

種 類	長さ	幅	高さ	最高速度
フォークリフト等 【参照】 道路運送車両法施行規則第2条 別表第一	4.7m 以下	1.7m 以下	2.8m 以下	時速15km以下
軽自動車税（年税額）	5,900円			

自動車の大きさ（長さ・幅・高さ）、最高速度ともに範囲内であること。

1つでも要件を超える場合は、大型特殊自動車となり、償却資産の申告の対象です。

問い合わせ先

軽自動車税について： 市民税課 軽自動車税係 電話番号(0566)71-2213

償却資産について： 資産税課 償却資産係 電話番号(0566)71-2215

小型特殊自動車に関するQ & A

Q 1 農耕トラクターを所有していますが、公道を走らないのにナンバープレートを付けなければいけませんか？

A 1 小型特殊自動車の軽自動車税は、毎年4月1日現在に所有している方に対して課税されます。公道走行の有無とは関係無く、所有している場合は、必ず車両の登録を行いナンバープレートの交付を受けてください。

Q 2 フォークリフトのナンバープレートの交付を受けるには、どうしたらいいですか？

A 2 市役所又は支所へ以下のものをご持参ください。

- ・車両のメーカー名、型式、車台番号がわかる仕様書、若しくはカタログ
- ・販売証明書(または譲渡証明書)

(注)「車台番号」とは、車体に固有の製造番号で、車体に貼付された金属プレート又はシール等に記載されています。

Q 3 コンバインを引き取ってもらったけど、手続きは必要ですか？

A 3 廃車や売却などで車体を手放した場合には、廃車の手続きが必要です。
取り外したナンバープレートを市窓口にお持ちください。
軽自動車税は毎年4月1日に所有している方に対して課税される税金で、3月31日までにお届けがない場合は、引き続き課税されます。